

5 消安第 5446 号  
令和 6 年 1 月 17 日

食品安全委員会  
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、農林水産大臣が食品安全委員会に意見を求めるに当たり、下記事項については、同項ただし書に規定する同法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよいか。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 第 1 項（5）飼料一般の表示の基準について、次の改正を行うこと。

1. （注）1 について、飼料添加物の名称の表示に用いることができる名称を定めた表を通知で定めるよう、改正を行うこと。
2. （注）2 の 2）に定める、飼料中に含まれるプロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸カルシウム、ギ酸及びフマル酸の含有量の表示について、当該成分が飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限り、当該含有量の表示を行うよう、改正を行うこと。

